

税金のこと知っていますか?

税金ってなうに?

町税を納めなかつたらどうなるの?



普段皆さんが納めている税金は、私たちが生活するうえで欠かすことの出来ない道路や公園などの公共施設や福祉、教育、消防といった皆さんのがんの日常の町民生活の様々な分野で使われています。

私たちの生活を支えるために「税」は町民皆さんから広く公平に納めていくことが必要で、そのため国の法律でもある「憲法」にも…

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」

♪日本国憲法第三十条♪

と、税金を納める「納税」を国民の義務として定めています。

税金の納付は、皆さんのが自分で納期限までに自主的に納めていただく自主納付を基本としており、納付書により町税の納付場所にて納めていただくか、口座振替により納付する方法があります。

納付したけれど督促状が送られてきたという場合については、金融機関で納めた税金の情報が、役場で確認できるまで約2週間かかります。督促状発送時に、役場で確認できない場合は督促状が送られますので、ご承知ください。

●督促手数料

1通につき50円

(一) 宮町税条例第21条)

(延滞金額の端数計算)

※滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金は不要です。

※滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

※算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

●延滞金の計算方法

①納期限の翌日から1か月を経過する日まで「年7・3%」と「※特例基準割合(年4・7%)」のいずれか低い割合

【平成20年中は4・7%になります】

※特例基準割合とは

各年の前年の11月30日を経過する時ににおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。平成20年の特例基準割合は平成19年11月30日の商業手形の基準割引率が0・75%であったため、0・7%+4%=4・7%(注)になっています。

(注)0・1%未満の端数は、切り捨てる。

(地方税法附則第3条2)

②納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降 年14・6%

○どのくらい延滞金がかかるのか計算してみましょう

たとえば、町県民税（普通徴収）の第1期分（納期限：平成20年6月30日）34,500円を平成20年12月25日に納めたとしたら……？

①7月1日から7月31日までの31日間の計算

$$34,000 \times 4.7\% \times 31 / 365 = 135.72 \text{ 円} \rightarrow 135 \text{ 円} \dots \text{(A)}$$

(特例基準割合で計算した延滞金に1円未満の端数が生じるときは切り捨てます。)

②8月1日から12月25日までの146日間の計算

$$34,000 \times 14.6\% \times 146 / 365 = 1,985.6 \text{ 円} \dots \dots \dots \text{(B)}$$

$$(A) + (B) = 2,120.6 \text{ 円}$$

算出した延滞金額の100円未満の端数20.6円の切り捨てを行い、延滞金額は2,100円となります。

督促手数料や延滞金も 納めないとどうなるの?

納税の相談は どうなっているの?

ます。お忙しい方や不在が多い方には特
に便利です。

○取り扱い金融機関

一宮町指定金融機関と収納代理金融機
関、全国の郵便局(ゆうちょ銀行)がご利用
できます。

☆一宮町指定金融機関

千葉銀行
・長生農業協同組合本所・支所
・房総信用組合本店・支店
・中央労働金庫本店・支店
・京葉銀行本店・支店
・千葉興業銀行本店・支店
・みずほ銀行本店・支店
・りそな銀行本店・支店
・東京スター銀行本店・支店

☆収納代理金融機関

・長生農業協同組合本所・支所
1年以内です。

○災害にあつたとき

○本人や家族が病気や負傷したため収入
に大きな変動が生じたとき

○事業を廃止したときや失業したとき
○事業について、著しい損失を受けたとき

○その他の事実に類する事情があるとき

○口座振替できる町税の種類

個人町民税(普通徴収)、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税

○申込み方法

役場窓口・金融機関・郵便局で申込み
ができますので『納税通知書・通帳・通
帳届出印』をご持参のうえ、窓口でお申
込みください。

お申込みいただいた翌月を日安に振替
を開始します。

○残高不足にご注意を

前日までに残高を確認してください。
振替日に振替できない場合は督促状によ
りお知らせすることになりますので、残
高不足には十分ご注意ください。

こののような時は遠慮なく、まず特別収
稅課へご相談ください。

そのような時は遠慮なく、まず特別収
稅課へご相談ください。

○口座を解約したとき

○口座名義人を変更したとき

くはお取引先の金融機関にて手続きして
ください。
・金融機関(支店)を変更したとき

○口座振替による納付をやめるとき

※土地・建物を名義変更した場合の固定資
産税など、納税義務者が変更になつた
場合は、再度手続きが必要になります。

・口座振替による納付をやめるとき
くはお取引先の金融機関にて手続きして
ください。
・金融機関(支店)を変更したとき

千葉県滞納整理推進 機構をご存知ですか?

千葉県では、個人住民税をはじめとする
地方税の滞納額の縮減及び税務職員の
技術の向上を図ることを目的として、平
成19年5月1日に千葉県滞納整理推進機
構が発足しました。

機構における滞納整理の実施方法は、
市町村職員の身分を併せ持つ県税務職員
が、滞納処分を前提とした納税交渉、財
産調査、捜索、差押、公売を重点的に実
施し、高額事案や悪質または困難な事案
を機構が強力に推進するものです。

長生郡内を含む近隣市町村でも機構に
依頼し、実績をあげていることから一宮
町でも検討するとともに、町単独での取
り組みもこれまで以上に推進してまいり
たいと考えておりますので、町民の皆様
のご理解とご協力を願っています。

■問合せ先

特別収稅課 42-2119

督促状や催告書等で納付を促したにも
関わらず町税を滞納したまままでいますと、
皆さんの大切な町税を確保するために、
やむを得ず滞納している方の財産(給料・
不動産・預貯金・電話加入権などを)を差し
押さえ、その財産を公売するなどの滞納
処分を行うことになります。

滞納処分の内容

- ①給与
勤務先に照会後、実施する。
- ②不動産
法務局にて、登記簿謄本等で調査後、
実施する。
- ③預金
金融機関に照会後、実施する。

町税の滞納は、納税者にとって不利益
であることはもちろん、町でも滞納整理
をするために多額の費用がかかり大きな
損失になります。この費用も結局は町民
皆さんへの福祉や教育などに使われ
るべき貴重な町税から支出されることに
なります。

町税は「町役場の財産」ではなく、町
民皆さんの財産です。町民みんなの財産
である町税を有効に使うために納期内で
納付されますよう、ご協力をお願いしま
す。